小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第６０号

盛岡市小鳥沢１丁目22番12号

再生債務者　石田　由紀

1　決議に付する変更再生計画案　平成22年７月13日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成22年８月20日まで

平成22年７月20日

盛岡地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２２年（再イ）第５号

愛媛県南宇和郡愛南町柏崎852番地

再生債務者　中澤　康夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月20日

松山地方裁判所宇和島支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第９号

高知県南国市廿枝1795番地１　越戸改良住宅22号室

再生債務者　大野　昭彦

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成17年５月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成22年７月22日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成１９年（再イ）第７４３号

北海道江別市大麻南樹町４番地Ｂ６―306、認可決定時の住所札幌市厚別区青葉町６丁目３番12―201号

再生債務者　皆川　政信

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年12月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成22年７月22日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第３号

青森県八戸市下長４丁目12番22―42号県営住宅

再生債務者　久慈　国男

1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月19日から平成22年９月２日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１００９５号

東京都墨田区墨田３―10―７―407

再生債務者　小森　　亨

1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月18日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月１日から平成22年９月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０号

仙台市青葉区千代田町９番31―３号

再生債務者　板橋　　満

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月11日まで

平成22年７月21日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第３号

兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―1007号

再生債務者　山下　幸祥

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月11日まで

平成22年７月21日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第１号

川崎市川崎区東門前３丁目３番８号

再生債務者　仲本　慎介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月12日まで

平成22年７月22日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第１号

山口県防府市大字植松323番地

再生債務者　金山　幸子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月18日まで

平成22年７月21日　　山口地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２号

青森県上北郡東北町字外蛯沢後久保180―４

再生債務者　沼山　洋紀

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月19日まで

平成22年７月22日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第４号

島根県浜田市金城町七条イ640番地３

再生債務者　藤谷　郁恵

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月20日まで

平成22年７月21日　松江地方裁判所浜田支部

会社更生

会社分割

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月三十日

掲載頁　三六五頁（号外第一三七号）

平成二十二年七月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

（甲）日本郵船株式会社

代表取締役　工藤　泰三

東京都港区三田一丁目四番二八号

（乙）太平洋海運株式会社

代表取締役　松永　武士

会社分割

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十一日

掲載頁　一三三頁（号外第一二九号）

平成二十二年七月三十日

埼玉県上尾市大字領家字山下一一五二番地の一〇

（甲）株式会社アイチコーポレーション

代表取締役　佐藤　則夫

埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目一五番四号

（乙）株式会社レンテック

代表取締役　吉田　憲二